

ハローワークもりおか

懇 切

公 正

迅 速

平成27年 9 月 No.504

9月は「障害者雇用支援月間」です!!

毎年、厚生労働省では、障害者雇用促進法に基づき一定規模（50人）以上の企業に6月1日現在の障害者の雇用状況の報告を求めています。

平成26年6月1日現在の当所管内の雇用率は1.73%と前年に比べ0.01ポイントの減少となりました。これは、法定雇用率2.0%を下回り、さらに岩手県平均の1.93%（前年比0.06ポイント増）や全国平均の1.82%（前年比0.06ポイント増）を下回る状況となっております。

事業主の皆様には、障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、職業を通じての社会参加を進めていくことの重要性、必要性をご理解いただき、さらなる雇用促進へのご協力をお願いいたします。

なお、当所の平成27年7月末における求職を希望している登録者の数は1,103人（前年同月比 14人減）となっております。

年別障害者雇用状況

（各年6月1日現在）

年	項目 対象企業数	法定雇用障害者の算定となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の割合（%）
平成21年	308	53,886.0	915.0	1.70	47.4
平成22年	298	53,325.0	969.0	1.82	49.7
平成23年	316	60,736.0	1,010.5	1.66	44.0
平成24年	321	62,087.0	1,046.0	1.68	45.2
平成25年	370	66,013.0	1,150.0	1.74	42.2
平成26年	370	65,894.0	1,137.0	1.73	44.9

※法定雇用率（民間企業）：平成25年4月から 1.8% ⇒ 2.0% に引き上げられています。

- | ○ 9月は「障害者雇用支援月間」です!! 1
- | ○ あと一人雇用すれば、法定雇用率を達成! 2
- も ○ より良い人材確保のために、求人条件の見直しや
「魅力ある職場づくり」に取り組んでみませんか? 2
- く ○ 平成27年10月より、特定求職者雇用開発助成金の支給要件が
変更されます! 3
- じ ○ ハローワーク沼宮内が、「出張ハローワーク! おかえりふるさとへ」
を開催しました。 3
- 「もりおか就職面接会」を開催しました! 4
- | ○ 最近の求人求職のうごき 4

◎あと一人雇用すれば、法定雇用率を達成！

雇用不足数	合計	1人	2人	3人	4人	5人以上
企業数	204	133	42	16	7	6
構成比	100.0%	65.2%	20.6%	7.8%	3.4%	2.9%

法定雇用率未達成企業204企業について、あと何名雇用すれば雇用率が達成されるかをみると、雇用不足数1人の企業が133企業で65.2%と最も多く、次いで2人が42企業で20.6%となっており、1～2人の雇用不足企業が全体の85.8%を占めています。

◎障害者雇用に一層のご理解とご協力を

障害者の方々が、その適性と能力に応じた働く場を得て、社会活動に参加し、働く喜びといきがいを見出すことのできる社会を実現するため、ハローワーク盛岡では、法定雇用率を達成していない企業を中心として求職者情報の提供のほか、各種助成金の周知啓発を図りながら障害者の雇用促進に努めております。

障害者の雇用を促進するうえで、事業主の方々のご理解とご協力は必要不可欠であり、特に法定雇用率が未達成の企業におかれましては、なお一層のご協力をお願いいたします。

併せて、本年3月に策定され、来年4月より施行予定の改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」につきましてもご理解をいただきますようお願いいたします。

※「指針」の詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。

※詳しくは、当ハローワーク障害者担当までお問い合わせください。(TEL019-624-8904 内線729・728)

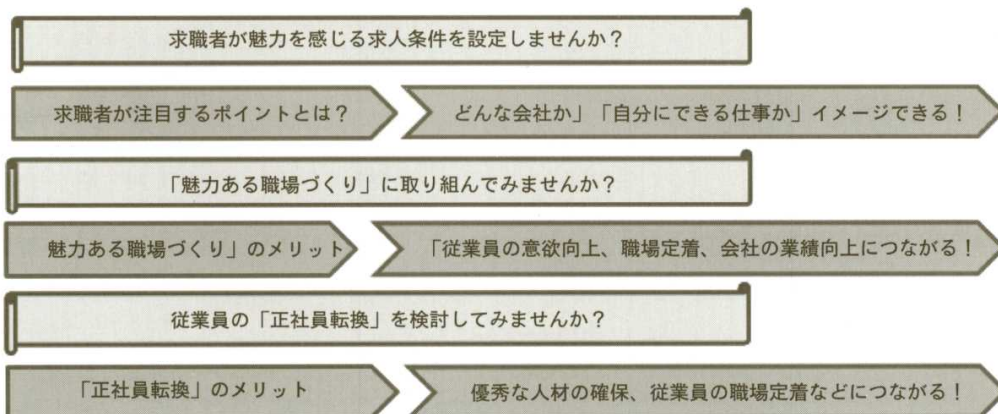
より良い人材確保のために 求人条件の見直しや「魅力ある職場づくり」に 取り組んでみませんか？

平成27年7月におけるハローワーク盛岡管内の有効求人倍率は1.08倍まで高まっています（過去20年間で最高値）。

また、有効求職者は前年同月比9.4%減少しています（9,272人）。

求職者が減少している中、たくさんの求職者に応募してもらい、ぴったりの人材を見つけるには、求職者が魅力を感じる求人条件を設定することが重要です。

処遇・環境改善の助成金を活用するなどして、求職者にとって応募しやすい求人条件を設定してみませんか？



詳しくは 厚生労働省 ホームページへ

(関連する助成金については 岩手労働局 助成金コーナー 019-606-3285

またはハローワーク盛岡 求人部門 019-624-8905 へ)

平成27年10月より

特定求職者雇用開発助成金

・ 特定就職困難者雇用開発助成金・ 高齢者雇用開発特別奨励金・ 被災者雇用開発助成金
の支給要件が変更されます！

当助成金は、平成27年10月1日より支給要件の一部が変更されますので、今後ご利用をお考えの事業主のみなさまはご注意ください。

☆離職割合要件の追加

平成27年10月1日以降に雇入れを行う場合、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（下記①、②のいずれかに該当する場合）はこの助成金を受給することはできません（②は特定就職困難者雇用開発助成金のみ）。

①雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者について、**基準期間**（新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間）内に雇入れ日の翌日から起算して1年後の日がある人が**5人以上**いる場合で、その確認日時点での**離職割合**（確認日が基準期間内にある人のうち確認日時点で離職している人÷確認日が基準期間内にある人）が**50%を超えていること**

②助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること（特定就職困難者雇用開発助成金のみ）

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、**基準期間**（新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間）内に**助成対象期間**（助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする）の末日の翌日から起算して1年後の日（助成対象期間が3年の者の場合は、確認日を「助成対象期間の末日の翌日とする）がある人が**5人以上**いる場合で、その確認日時点での**離職割合**（確認日が基準期間内にある人のうち確認日時点で離職している人÷確認日が基準期間内にある人）が**50%を超えていること**

◇算出方法の具体例は、厚生労働省のホームページ

（ホーム ⇒ 雇用 ⇒ 雇用助成金）でご確認いただくことができます。）

詳しいお問合せ先は

岩手労働局助成金相談コーナー
019-606-3285

または

ハローワーク盛岡 求人企画部門助成金コーナー
019-624-8905

ハローワーク沼宮内が「出張ハローワーク！ おかえり ふるさとへ」を開催しました。

去る8月12日（水）、13日（木）、JRいわて沼宮内駅において、ハローワーク沼宮内職員が「出張ハローワーク！おかえり ふるさとへ」を開催しました。

これは、JRいわて沼宮内駅において、新幹線乗降の利用客等に対しU・Iターン希望者への各種資料並びにハローワーク沼宮内管内の正社員求人情報、管内町の移住、定住等資料を配布し、地元の状況をPRするために行われたものです。

当日は改札口正面にコーナーを設置し、当駅に停車する延べ10本の新幹線乗降者を中心とする利用者に対し、岩手町、葛巻町の担当者とともに資料を配布し、地元の状況についてPRを行いました。利用者の反応は良好で、用意した50部の資料は“完配”しました。



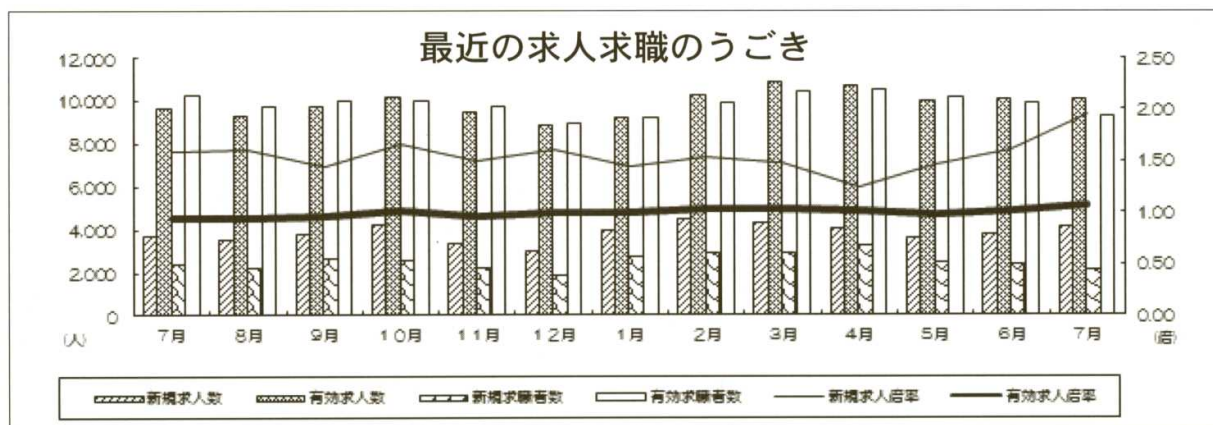
平成27年度 「もりおか就職面接会」 を開催しました！

去る8月11日（火）、ハローワーク盛岡・盛岡広域振興局・盛岡市・盛岡地域雇用開発協会・盛岡商工会議所等の主催による、平成28年3月新規大学等卒業予定者及び既卒者を対象とする「もりおか就職面接会」を開催しました。

企業は、52社の参加（前年56社）となり、来春卒業予定の学生等は、盛岡地域を中心に県内外から75人の参加がありました（前年100人）。参加者の学歴別では、専門学校生等が24人、大学生が38人などとなっており、参加されたみなさんは、各企業ブースをまわり、求人内容や事業概要などの確認を行っていました。

なお、新規高等学校卒業者の学校からの推薦開始日は9月5日、選考開始日は9月16日となっております。選考日はできるだけ早い時期を、また、選考結果についても早期に決定いただくようお願いいたします。

※ 詳細につきましては、当ハローワーク求人企画部門学卒担当までお問い合わせください。
(TEL 019-624-8905)



ハローワークプラザ盛岡

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

きゃりあさぽーと盛岡（2F）

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312